

## 災害時における化学物質調査に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と社団法人静岡県計量協会環境計量証明部会中部支部（以下「乙」という。）とは、災害時に化学物質の発散や漏えい等が確認され、人的被害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が実施する当該化学物質の調査（以下「化学物質調査」という。）を円滑かつ迅速に実施するための乙の協力に関し、静岡市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき甲が作成した計画をいう。以下同じ。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、化学物質調査の実施に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 静岡市地域防災計画に定める暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の異常な自然現象によるものと、大規模な火災、爆発等の人為的原因により生ずる大規模被害をいう。
- （2）化学物質 毒物、劇物、有害化学物質等、人の健康や環境に有害な影響を与え、又はそのおそれがある物質をいう。

### （化学物質調査の内容）

第3条 化学物質調査の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）消防又は警察による規制区域外における甲が指定する環境情報の収集
- （2）甲が指定する試料の採取
- （3）甲が指定する化学物質の分析
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲が特に必要があると認める事項

### （協力要請）

第4条 甲は、化学物質調査の実施が必要であり、かつ、乙の協力が必要であると判断した場合には、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合には、化学物質調査に必要な乙の会員を派遣して調査に協力する。

### （要請手続）

第5条 前条第1項の要請は、次の各号に掲げる事項で把握している範囲の情報を口頭、電話

又はファクシミリ等で連絡することにより行うものとし、事後、甲は、速やかに当該連絡した内容を記載した文書を乙に提出する。

- (1) 災害の状況（災害の種類、場所、被害状況等）
- (2) 調査要請内容（調査目的、調査日時、対象化学物質、対象試料、調査地点及び調査期間）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要があると認める事項

（化学物質調査の実施）

第6条 乙の会員は、前条に規定する要請内容に基づき、かつ、甲の指示に従い化学物質調査を実施する。

- 2 甲は、乙の会員が化学物質調査を円滑に実施することができるように必要な措置を講ずる。
- 3 乙の会員は、化学物質調査の実施に当たり身体に危険が生じると判断した場合には、速やかに当該調査の実施を中止し、甲にその旨を連絡する。

（化学物質調査の結果の報告）

第7条 乙の会員は、化学物質調査終了後直ちに当該調査結果を口頭、電話又はファクシミリ等により甲に報告するものとし、事後、速やかに当該報告内容を記載した文書を甲に提出する。

（経費の負担）

第8条 乙の会員が実施した化学物質調査に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙の会員が協議して決定する。
- 3 甲は、前条に規定する報告書の内容を確認し、適正と認めたときは、乙の会員の請求により、第1項の費用を支払う。

（協力要請の解除）

第9条 甲は、この協定の規定に基づく乙の協力の必要がなくなつたと判断した場合には、速やかにその旨を口頭、電話又はファクシミリ等により乙に連絡するものとし、事後、速やかに当該内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（損害賠償）

第10条 甲又は乙は、化学物質調査の実施に当たり、その責めに帰すべき理由によりこの協定の相手方、乙の会員又は第三者に損害を与えたときは、相手方に対し速やかにその状況を報告するとともに、その賠償の責めを負う。

（連絡体制）

第11条 甲及び乙は、円滑な化学物質調査の実施が図られるように組織及び情報伝達体制の整

備に努める。

2 乙は、必要に応じ甲が行う総合防災訓練に参加する。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関する必要な細目は、甲、乙協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

本協定を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成23年2月4日

甲 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長 小嶋 善吉

乙 静岡市清水区渋川100番地

社団法人静岡県計量協会環境計量証明部会中部支部

支部長 井上 博之